

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月23日

分任支出負担行為担当官  
長崎森林管理署長 濱本 高光

## 1. 一般競争入札に付する事項

物件番号	1号物件
1 委託調査の名称	長崎森林管理署 収穫調査委託(主伐「分収育林」)
2 委託調査数量	主伐 10.19 ha
3 委託調査の内訳	別紙、「収穫調査委託箇所の概要」による
4 成果納入場所	長崎森林管理署
5 契約日時	令和8年4月27日(月)まで
6 納入期限	令和8年9月30日(水)

物件番号	2号物件
1 委託調査の名称	長崎森林管理署 収穫調査委託(主伐「分収造林」)
2 委託調査数量	主伐 6.84 ha
3 委託調査の内訳	別紙、「収穫調査委託箇所の概要」による
4 成果納入場所	長崎森林管理署
5 契約日時	令和8年4月27日(月)まで
6 納入期限	令和8年11月30日(月)

物件番号	3号物件
1 委託調査の名称	長崎森林管理署 収穫調査委託(主伐「官行造林」)
2 委託調査数量	主伐 28.87 ha
3 委託調査の内訳	別紙、「収穫調査委託箇所の概要」による
4 成果納入場所	長崎森林管理署
5 契約日時	令和8年4月27日(月)まで
6 納入期限	令和8年11月30日(月)

物件番号	4号物件
1 委託調査の名称	長崎森林管理署 収穫調査委託(誘導伐「国有林」)
2 委託調査数量	主伐 17.03 ha
3 委託調査の内訳	別紙、「収穫調査委託箇所の概要」による
4 成果納入場所	長崎森林管理署
5 契約日時	令和8年4月27日(月)まで
6 納入期限	令和9年2月26日(金)

## 2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条の5第1項の規定に基づき指定された者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (4) 契約担当官等から物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札時において令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等(調査・研究)」を有していること。  
なお、入札時において「役務の提供等(調査・研究)」を有しない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。
- (6) 入札時において令和7・8・9年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。  
なお、入札時において「九州・沖縄」を選択していない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

### 3. 入札方法

- (1) 本件は、電子調達システムにより入札を行う。  
なお、電子調達システムにより難しい場合は別添入札資料「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出し、認められた場合に限り紙入札することができる(郵便入札も可とする)ものとする。この場合においては、下記7及び8の入札執行場所及び入札日時に入札書を直接持参又は郵便により提出すること。  
ただし、郵便入札により参加する者は、直ちに再度の入札を行う場合に参加することができない。(電子調達システムホームページ <https://www.geps.go.jp>)
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4. 契約条項等を示す場所及び日時(入札説明書、入札注意書、契約書案及び仕様書等)

- (1) 場所 〒 854-0055 長崎県諫早市栗面町804番地1  
長崎森林管理署 総務グループ  
☎ 0957-41-6911
- (2) 日時 令和8年3月23日(月)から令和8年4月20日(月)までの  
9時から17時の間(ただし、12時から13時を除く。)  
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

### 5. 提出書類及び提出方法・提出期間

- (1) 提出書類  
ア) 上記2(1)で指定された通知文書の写し  
イ) 上記2(5)の登録に係る全省統一資格審査結果通知書の写し  
ウ) 入札の際、委任状が必要であれば「委任状」を提出しなければならない。  
エ) 紙による入札を希望する者は、別添入札資料「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出しなければならない。
- (2) 提出方法  
ア) 電子調達システムにより参加する場合  
電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。  
イ) 紙入札方式により参加する場合  
上記4(1)の場所に、持参又は郵送(書留等配達記録が残るものに限る。)すること。
- (3) 提出期間  
ア) 電子調達システムにより参加する場合  
令和8年3月23日から令和8年4月10日17時00分まで  
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)  
イ) 紙入札方式により参加する場合  
令和8年3月23日から令和8年4月10日17時00分まで  
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く9時~17時までとする。)

### 6. 提出書類の確認

上記5(1)の提出書類を分任支出負担行為担当官が審査し、要求資格等を満たした者を最終的に当該競争に参加させる者とする。

7. 入札及び開札の場所・提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただしやむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を長崎森林管理署1階 会議室に持参し入札すること。

紙入札により参加する者のうち郵送による入札を行う場合は、封書に「案件名」を朱書きし書留便で令和8年4月17日17時00分までに長崎森林管理署総務グループに必着すること。

8. 入札及び開札の日時

物件番号	電子調達システムによる入札	紙入札の締切	開札
1号物件	令和8年4月10日 8時30分 ~ 令和8年4月20日 9時00分	令和8年4月20日 9時00分	令和8年4月20日 9時05分
2号物件	令和8年4月10日 8時30分 ~ 令和8年4月20日 9時30分	令和8年4月20日 9時30分	令和8年4月20日 9時35分
3号物件	令和8年4月10日 8時30分 ~ 令和8年4月20日 10時00分	令和8年4月20日 10時00分	令和8年4月20日 10時05分
4号物件	令和8年4月10日 8時30分 ~ 令和8年4月20日 10時30分	令和8年4月20日 10時30分	令和8年4月20日 10時35分

9. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11. 入札保証金及び契約保証金 免除する。

12. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13. 国有林野情報管理システムの入力等について

受託者は契約後に「国有林野情報管理システム利用申請書」を提出し、国有林野情報管理システムを使用できる環境を整えることができる者とする。

また、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責任において用意することとする。

14. 契約書作成の要否 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

15. その他

(1) 令和8年度当初予算が成立し、予算執行手続きが整ったことを条件とする事業であり、入札日までに予算執行が整わなかった場合は、本事業の入札の執行を中止する場合がある。

また、本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

(2) 状況に応じて公告を取り下げる可能性があることとする。

(3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

以上、公告する。

本公告に係る工事(又は業務、事業等)請負(又は委託)契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。  
詳しくは、九州森林管理局のホームページ([http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku\\_yakkan/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html))をご覧ください。  
なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

※お知らせ  
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。  
詳しくは、九州森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>)をご覧ください。